

『稿本天理教教祖傳』の第7章 145～146 頁に、

村人達の間では、尚反対が強く、天理さんのお蔭で、親族や友人が村へ来ると、雨が降ったら傘を貸さねばならぬ。飯時になったら飯を出さねばならぬ。店出しが出たら子供が金を費う。随分迷惑がかゝるから、天理さんを止めて貰いたい、さもなくば年々「ようない」を出して貰いたい。と、言った。又、夜参拝する人々には、頭から砂をかける、時によるとつき当って川へはめる、というような事もあった。

とあります。

この事件があったとされる明治12年頃のお屋敷(中山家)と村方との関係・交流をみてみますと、その6年前の明治6年には、中山家が貧のどん底から抜け出ていて、秀司様が村の代表・世話役としての庄屋敷村の戸長に就任しています。そして、同年11月には、“大教(神道) 宣布の巡回説教”がお屋敷で行われ、聴衆150人が集まった記録があります。翌、明治7年の正月には村方や信者へ餅を振る舞うお節会が始まり、6月からは証拠守りの下付を始められています。また、地元の川原城小学校設立に中山家から多大な寄付をされている証拠もありますから、この頃に村方との付き合い方に欠けるところがあったとは思われません。

続いて、“ぢば定め”が行われた明治8年には、お屋敷に中南の門屋が完成。9月には、末女のかかん様が出直されています。当時、普請と葬儀が村方を無視して進められたとは思えませんから、この年にも村人たちが何度もお屋敷に出入りしたと思われる。そして、明治9年には、堺県(当時奈良県は堺県に合併)の許可を得て、蒸し風呂と宿屋を開業していますが、これも村方にも開放されたものだったはず。また、明治11年には、近在一体の人々によって、秀司様を講元とする眞明講が結ばれていますし、翌明治12年には、お屋敷内に小二階と称される建物も完成しています。

明治8年以後同12年にかけて、年々官憲の取り締まりが厳しくなる一方、教線が大和の外に大きく広がって帰参者が急増したという状況がありましたが、しかし、他方で、決して村方をないがしろにはなさっていなかった。上述のように、秀司様も村の役をされており、お屋敷から村方にもいろいろと心配りをしていました。

しかし、それでも「天理さんをやめるか、ようない(余納、余荷、余内)を出してもらいたい」などと村方から言ってきた。村人の全員が言ったのかどうかは分かりませんが、「ようないを出せ」などというのは、一人では言えない。村人の多くがクレームをつけてきた事実があったと思われるのです。

教祖はこの事件の12年前の慶応3年に「みかぐらうた」を作られ、その四下り目六ツで、

むらかたはやくにたすけたい なれどこゝろがわからいでと歌われています。(不定形な一、二下り目は除いて)四下り目以外の六ツの上の句は、“むりな、むごい、むしょうやたらに、むりに”等の後ろ向きの文言で始まっているが、下の句はそれに対処してこうする(こうなる)という前向きの言葉で終わっている。しかし、四下り目六ツだけは反対で、“むらかたをたす

けたい”という前向きの文言で始まりながら、“なれど心が分からないから〈難しい〉”という後ろ向きの言葉で終わっている。他の下りの六ツでは、“(当事者が)心のあり方を変えれば方向転換が可能だ”と、前向きに言われているのに、四下り目六ツだけは先の展望が示されていないように感じられるのです。

そこで、「おふでさき」をひもといてみますと、明治7年にご執筆の3号、4号には、“村方もたすけなければならないが、この世の元の話を知らねば本当のことは分からない。国の(大教宣布運動の)説教と真実の神の話を聴き比べて早く思案せよ”と説かれています。そして、明治12年の事件があった翌年の1月に書かれた第15号には、

さあけふ八月日のはらがはぢけたで
しかゑていたる事であれとも (15号13)

いまゝでわ村やとをもてちいくりと
まだをさまりていたるなれとも (15号14)

このたびハとのよな心いるものも
みさだめつけてすぐにはたらく (15号15)

と、村方に対しても遠慮せずに働きかけると記されています。

次いで、この村方との問題について「おさしづ」をひもといてみますと、庄屋敷村の村方についての言及は見当たらないのですが、地方での村方との軋轢についての伺いがあります。

明治25年5月28日の「播州地方村方より信徒へ改式を止め、村方の付き合いと言うて信仰を止めるに付願」という伺いと、明治33年6月21日の「城島分教会移転事情に付願(城島分教会末代の見込みを以て金屋村に地所を買求めさして頂き、然るに村方より故障申し込み或は道路取り払い戻せよと申し込み、これに付運び方不行届きは神様へ申し上げ、尚かようになるのは元の所に止どまったものか、金屋の方へ移転さして貰いましたものか、皆々の心に困り居りますに付願)」という伺いです。

そして、この二つの伺いに対して言われているのは、

「重々の理が積むへ。積んだ後というは、今までの道を通したも同じ事」

「随分腹立てず、温和しく一つへ成り立つがよかる。」

「この道古き処を思えば、精神一つ。」

「堅う年々積み上げたものは、天然というへ。急ぐ事要らん。」

等というものです。

明治12年の事件の後の顛末は『稿本天理教教祖傳』では述べられておらず、「月日のはらがはぢけたで」との厳しいお言葉の後がどうなったかはよく分かりません。しかし、後の時代の「おさしづ」では、「古き処を思え」と言われる。つまり、“ひながたを踏む心があれば、我慢の一つもできるであろう”と、村方とは、何があっても短気を出さずに、年限を重ねて根気よく、自然に良い関係を構築していくのだと諭されています。

世間でも“遠くの神さん有り難い”と言われますが、村方とは世間並での付き合いをした上での信仰的な関係を結ぶ必要があります。“村方をはやくにたすけたい”というのが親心なれど、村方へ道を伝えるのは“急いて急かぬ道”。年限をかけて重々の理を積む必要があるということでありましょう。